

令和 5 年 4 月 18 日

G 7 広島サミット準備会議
セキュリティ対策部会 関係部局・省庁御中
輸送安全・円滑化対策分科会

分科会事務局
(内閣官房(事態室))

G 7 広島サミット首脳会議に伴う交通総量抑制対策の推進について(依頼)

- 1 これまで、広島県内では、昨年末に「G 7 広島サミット交通総量抑制対策推進会議」(発起人:広島サミット県民会議事務局・広島県警察)が設立され、サミット開催に伴う交通総量抑制対策が、官民一体となって推進されています。その第 3 回目の会合が、首脳会議を 1 か月後に控えた昨日開催され、
 - 路線バスや路面電車を休日ダイヤで運行し、一部は運休させること。
 - 高速道路を走るバスを運休させること。
 - 行政機関や企業が休業するなど、出勤者を削減すること。
 - 学校を休校すること。
 - 商業施設の集客活動を控えること。
 - 荷主・利用者と運送事業者が協力し、物流に係る交通量を削減すること。
 - 道路管理者と警察が連携して広報周知を行うこと。等の取組について協議が行われました(資料①)。
- 2 また、交通規制の予定については、上記会合に先立ち、
 - 交通規制を実施する可能性のある高速道路の路線(3月23日公表。資料②)
 - 交通規制を実施する可能性のある一般道路の路線(4月10日公表。資料③)が公表されています。個別の規制区間やその時間の決定と公表は、開催の直前の時期に行われる予定です。
3. 現地の交通事情に鑑みますと、会議の円滑な開催にとり、交通量を減少させることは重要な課題であると考えられますが、市民生活や事業活動に及ぼす影響が大きいため、丁寧な説明による、十分な理解に基づいた合意形成が必要であり、会議を主催する国としても、このプロセスへの積極関与が求められています。

これまで、各省庁が働き掛けた事業者団体の全国組織を通じ、広島県を中心とした一体的な取組が促進されたり、各省庁の地方支分部局の前向きな取組姿勢により、自治体や事業者を交えた協調的な取組が促進されたりするなどの例もあるところ、各位におかれては、添付の資料も活用し、関係団体等に改めて情報提供や協力要請を行うなど、交通総量抑制対策を一層促進するようお願いします。

【添付の資料】

- ① 上記「G 7 広島サミット交通総量抑制対策推進会議」第 3 回会合に関する説明資料(1枚組)
- ② 交通規制を実施する可能性のある高速道路の路線に関する説明資料(3枚組)
- ③ 交通規制を実施する可能性のある一般道路の路線に関する説明資料(2枚組)